

<p>一 燃え殻及びスラグタップから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。） 二 石炭火力発電所から生ずる飛灰 三 道路の建設又は修繕に伴い生ずるアスファルトであつて、ターブルを含まないもの 塩化ビニルの重合体のくず</p>	<p>GH 一三〇</p>	<p>八 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂（例えば、揚げ油） なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であつて次に掲げるもの 一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛のくず 二 馬毛のくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して二層状にしてあるか否かを問わない。） 三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）</p>	<p>GN 一〇〇 GN 一〇〇 GN 一〇〇</p>	<p>十 食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂（例えば、揚げ油）</p>	<p>四〇 GM 一〇〇</p>	<p>九 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物</p>	<p>GN 一〇〇</p>	<p>十一 なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であつて次に掲げるもの 一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛のくず 二 馬毛のくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して二層状にしてあるか否かを問わない。） 三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）</p>	<p>GN 一〇〇 GN 一〇〇 GN 一〇〇</p>	<p>備考 1 一の項に掲げる物のうち、条約附属書IXのB一〇二〇中「塊状のもの」とあるのは「塊状のもの（飛散性を有しない金属のくずを含む。）」と、B三〇一〇中「次のいずれかのふっ化重合体」とあるのは「ふっ化エチレン重合体及び共重合体（PTFE）その他次のいずれかのふっ化重合体」と読み替えるものとする。 2 二の項、五の項及び六の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。</p>
---	----------------------------	---	--	--	--	---	----------------------------	---	--	--

3 二から十一までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書3の番号である。
 4 この表に掲げる物には、条約附属書1に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書I-IIに掲げる特性を有することとなつた物を含まないものとする。